

端野まちづくりパワー支援補助金応募要領（令和4年度版）

1 補助対象事業

市民団体が端野自治区の振興を目的に主に自治区内で行う自主的な事業を応援します。

事業の規模や分野、テーマは自由ですが、政治的・宗教的・営利的なものは除きます。

誰もが参加できる、公益的な事業や活動が対象です。

北見市の他の助成制度により補助を受ける事業は除きます。

- ・安全・安心な地域づくりを推進する事業
- ・地域の生活環境の改善、自然環境保全を図る事業
- ・地域の伝統、文化、スポーツの振興を図る事業
- ・子どもの健全育成を図る事業
- ・地域の特性を生かした産業振興のための事業
- ・その他個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業 など

2 応募対象団体

代表者の住所・事務所が端野自治区内にあり、5人以上で構成されている法人格を持たない団体が対象です。

ただし、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていない団体で、町内会・自治会またはその連合体以外の団体とします。

3 補助対象経費

補助対象となる経費は、事業を実施するために直接必要となる経費です。

ただし、団体の維持・運営、団体構成員の人件費・報償費、飲食、不動産の取得・造成、備品の購入に要する経費は対象となりません。

4 補助金の額と補助率

交付する補助金の額は、補助期間1年目から3年目までは補助対象となる経費の10分9以内、4年目は10分の7以内、5年目は10分の5以内とし、5万円以上100万円未満の範囲とします。

なお、審査の結果により補助金額が減額となる場合があります。

5 補助期間

補助金を交付する期間は、同一団体が行う同一事業につき通算し5年以内とします。

（なお、まちづくりパワー支援事業補助金の交付を受けた事業期間も通算し5年以内とします。）

6 応募先

下記の書類を端野総合支所総務課に提出してください。

- ①事業企画書（要綱様式第1号）
- ②年間活動計画書（要綱様式第2号）
- ③事業予算書（要綱様式第3号）
- ④会員名簿・事務局（要綱様式第4号）
- ⑤書類公開同意書（要綱様式第5号）
- ⑥規約、会則
- ⑦その他必要に応じて指示する書類

7 応募期間

令和4年4月1日（金）から4月14日（木）までです（土・日を除く午前8時45分から午後5時30分の間）。

8 審査

端野まちづくり協議会が審査を行います。書類審査・公開ヒアリング審査を行い、予算（端野自治区：150万円）の範囲内で採択事業を決定します。

公開ヒアリング審査では、事業のプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションとは、審査員や一般傍聴者の前で事業の説明・PRを行うことです。

9 審査結果の公表

審査結果は、審査終了後直ちに公表します。

10 補助事業の表示

チラシ・ポスター・看板等に『端野まちづくりパワー支援事業』である旨を表示していただきます。

11 補助金の額の確定

事業が終了しましたら、事業決算書（要綱様式第7号）及び会計監査報告書（要綱様式第8号）を作成のうえ、所定の精算手続きを行っていただきます。

12 実績報告

総務課発行の地域振興だより（紙面）において事業報告していただきます。

その他、事業概要・実績等は、北見市の広報・ホームページ等で公開されます。

13 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒099-2192 北見市端野町二区471番地1

北見市端野総合支所 総務課 地域振興係

TEL (0157) 56-2113 FAX (0157) 56-3800

E-mail : ta.somu@city.kitami.lg.jp